

第2次塩谷町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和4年3月

塩谷町

■目次

1. 計画策定の背景	69
2. 基本的事項	69
(1) 計画の目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	72
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	75
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	76
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
(3) 具体的な取組により期待される二酸化炭素削減量	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	80
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015（平成 27）年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命前から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998（平成 10）年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016（平成 28）年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

2. 基本的事項

（1）計画の目的

第 2 次塩谷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「塩谷町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

塩谷町事務事業編の対象範囲は、本町の全ての事務・事業とします。ただし、町有施設であっても民営（委託）の施設（本町には指定管理者制度による運営施設はありません）は除外しますが、本計画の趣旨や取組内容を通知し、受託者等に対して協力を求めることとします。また、将来的にはこれらの施設も含めた計画となるよう準備を進めます。

対象とする範囲

施設・分類	課及び対象名
本庁舎	総務課 企画調整課 税務課 住民課 会計課 保健福祉課 高齢者支援課 産業振興課 議会事務局 建設水道課
生涯学習センター	学校教育課 生涯学習課
玉生小学校 船生小学校 大宮小学校 塩谷中学校	学校教育課
しおやこども園	保健福祉課
湧水の郷しおや 塩谷町自然休養村センター	産業振興課
給食センター	学校教育課

(3) 対象とする温室効果ガス

本町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、塩谷町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2016（平成 28）年度を基準年度とし、2022（令和 4）年から 2030（令和 12）年までを計画期間とします。また、計画開始から 4 年後の 2025（令和 7）年に、環境基本計画等と併せて計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	2016	...	2022	2023	2024	2025	2026	...	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始			計画 見直し			目標 年度
計画期間									

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

塩谷町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び塩谷町第 6 次振興総合計画に即して策定します。

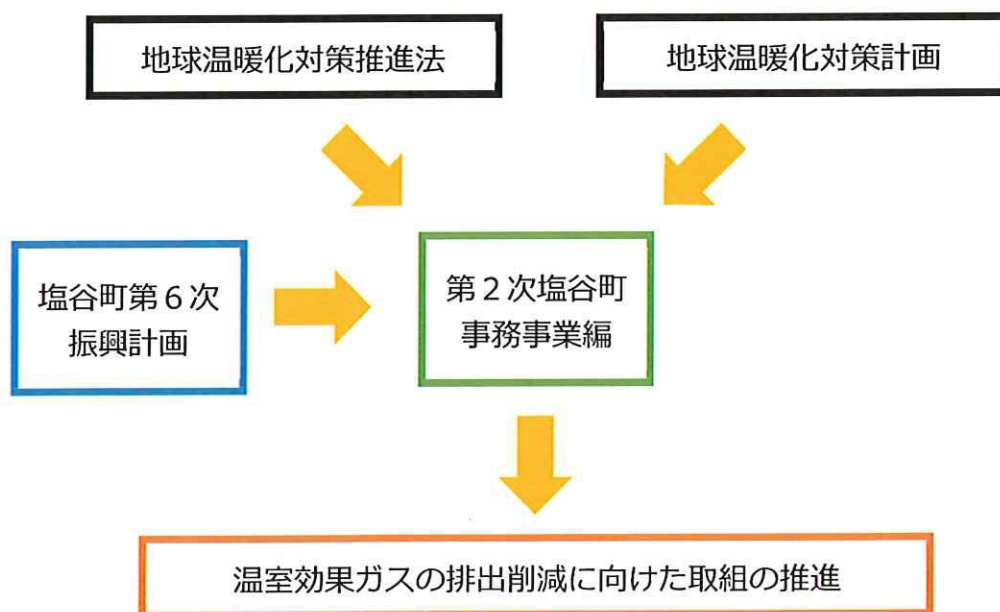


図 2 塩谷町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2016（平成 28）年度において、3,050t-CO₂となっており、その後もほぼ横ばいで推移しています。

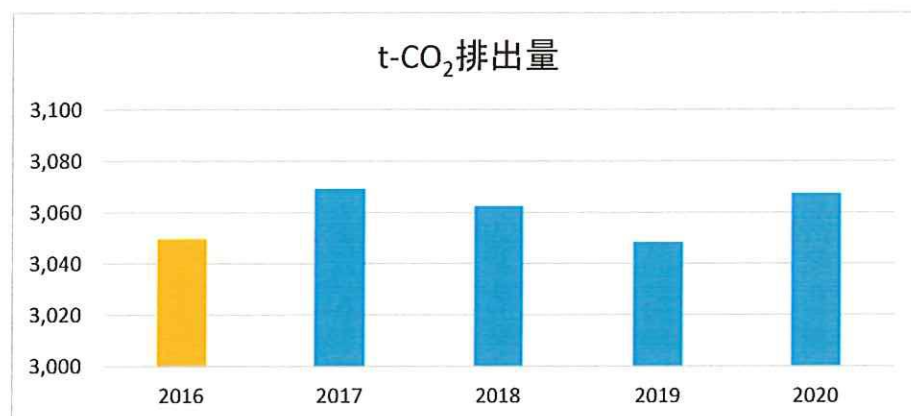


図3 本町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

2016（平成 28）年における施設別の排出量では、給食センターが全体の 29%を占め、次いで町役場本庁舎 20%、塩谷中学校 13%、湧水の郷しおや 12%となっています。2020（令和 2）年度についても傾向の大きな変化はありません。

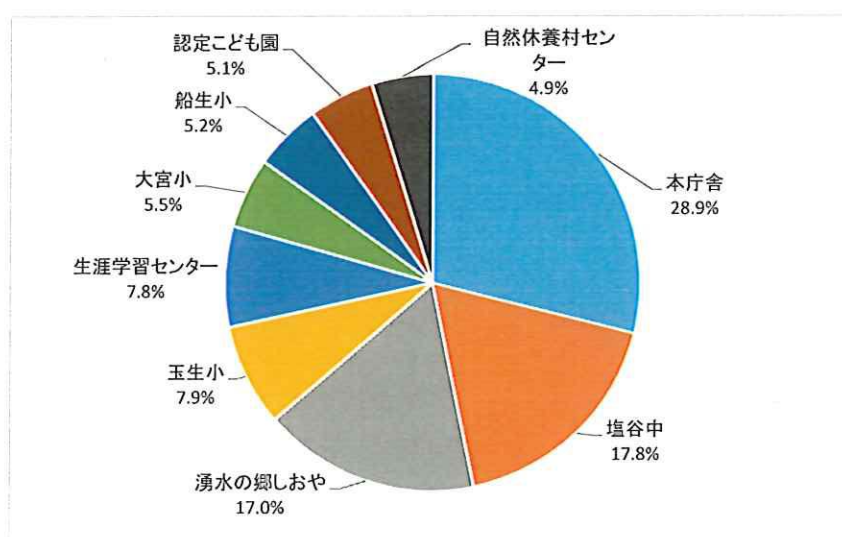


図4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2016 年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を構成する、施設ごとのエネルギー別の使用量の推移を次に示します。



図5 施設ごとのエネルギー別の使用量の推移

また、燃料の使用に関する CO₂ 排出係数は、次のように設定されています。

燃料の種類	排出係数	単位発熱量	単位当たり二酸化炭素排出量
LPG	0.0135 t C/GJ	54.5 GJ/t	2.698 kg-CO ₂ /kg
ガソリン	0.0183 t C/GJ	34.6 GJ/k l	2.322 kg-CO ₂ /l
灯油	0.0185 t C/GJ	36.7 GJ/k l	2.489 kg-CO ₂ /l
軽油	0.0187 t C/GJ	38.2 GJ/k l	2.619 kg-CO ₂ /l
重油 (A)	0.0189 t C/GJ	39.1 GJ/k l	2.710 kg-CO ₂ /l

出典：「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」（経済産業省・環境省）に基づき作成

これらに基づき本町における 2016（平成 28）年から 2020（令和 2）年までの温室効果ガス排出量の推移について増減要因を整理すると、

① 増加要因

- 給食センターの調理設備等の老朽化による燃焼効率低下によるものと思われます。
- 公用車の近距離使用やアイドリングストップ等の実践不足によるガソリンの使用量の増加によるものと思われます。
- 夏場の学校施設等における新型コロナウイルス感染防止対策のため、冷房設使用時の換気及びギガスクール化に伴う電力量の増加によるものと思われます。
- 冬場の学校施設等における、新型コロナウイルス感染防止対策のため、暖房使用時の換気の実施による灯油使用量の増加によるものと思われます。

② 減少要因

- 新型コロナウイルス感染症の初期流行に伴い、小中学校の課外授業等の中止による中型バス稼働減少や、小中学校の臨時休校等による給食センターの営業休止等により軽油・重油・LPG の使用量の減少によるものと思われます。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策計画の中期目標に基づき、目標年度（2030（令和12）年度）に、基準年度（2016（平成28）年度）比で26%削減することを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標

取組の内容と実現目標	基準年度 2016年度	中間目標 2025年度	目 標 2030年度
公共施設の温室効果ガス排出	3,050 t-CO ₂	2,700 t-CO ₂	2,257 t-CO ₂

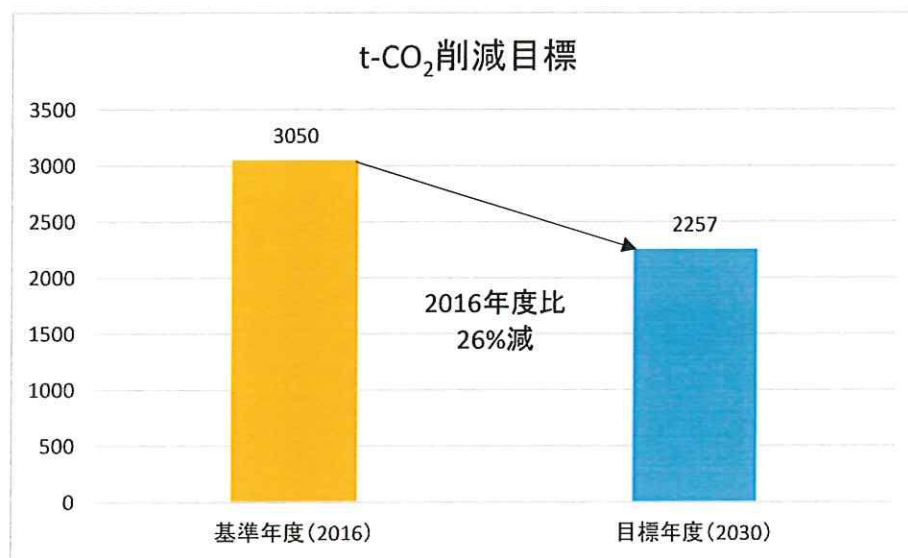


図6 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

1 職員の行動ルール

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行に当たり、以下に示す行動ルールに従って行動し、全庁一体となって温暖化ガス排出削減に取り組むこととします。

1) 全職員向け

①日常業務における省エネルギー対策の取組

ア. 照明の適正使用

- ・町民サービスや業務に支障のない範囲で、共有スペースの部分消灯や、窓際消灯を実施します。
- ・時間外勤務の際の照明等の利用は必要最小限に抑えます。

イ. 電気製品の適正使用

- ・長時間使用しない場合は、プラグをコンセントから抜いたり、省エネモードに設定し、退庁時には主電源を OFF にします。

ウ. 空調の適正使用

- ・室内温度を夏は 28℃、冬は 20℃を目安として、気候に合った服装（クールビズ・ウォームビズなど）を心がけます。

エ. 水道の適正使用

- ・手洗い、食器洗い、洗車等の際の節水を心がけます。

オ. 給湯室の適正使用

- ・電気ポットは低めの温度で保温し、長時間使用しないときはプラグを抜きます。
- ・冷蔵庫内温度は適正に管理します。

カ. その他

- ・ノー残業デーを徹底し、電気使用量を削減します。

②公用車の省エネルギー対策

ア. エコドライブの推進

- ・アイドリングストップを心がけます。
- ・急発進、急加速を行わない運転を心がけます。

- ・事前に目的地へのルート確認を行い、計画的な運行を行います。

イ. 自動車の適正利用

- ・近距離移動時（2km 以内を目安）はできるだけ徒歩や自転車を利用し、遠距離については低公害車を利用します。
- ・会議等で複数の職員が同一方面へ移動する際は相乗りを励行します。
- ・車両の冷暖房は適切な温度設定で使用します。
- ・定期的な点検整備を実施します。

③省資源、リサイクルの取り組み

ア. 3R の徹底（Reduce・Reuse・Recycle）

- ・両面コピーや集約コピーを徹底し、個人情報や機密情報などが記載されていない紙については裏面利用を行います。
- ・再利用可能な紙類については、リサイクルボックスに入れ、紙資源の有効活用、適正な再資源化を推進します。
- ・パソコン画面で確認できるものは印刷せず、内部・外部連絡などは、口頭や回覧、電子メールや庁内イントラを利用しペーパーレス化を進めます。
- ・ごみの分別、用紙の節減を徹底することで、資源物のリサイクルを図ります。

イ. 会議やイベントのごみの発生抑制

- ・会議資料は簡素化・共有化し、予備は必要最小限にします。
- ・使い捨て製品（紙コップ、紙皿、弁当容器など）の使用や購入を削減します。

2) 施設管理担当職員向け

①施設整備等の運用改善

- ・現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・自動販売機の照明は消灯します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

②施設設備等の更新

- ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。
- ・雨水を有効に利用する設備の導入を検討します。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- ・グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。

④ 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備事業との調和に関する条例に基づき、適切な太陽光発電の導入を図ります。
- ・地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した熱利用設備を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・各課に配置する地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑥ 町民への呼びかけ

- ・施設利用者が照明・空調等のスイッチを入切できるエリアにおいて、ポスターを掲示し、適切な使用を呼びかけ啓発を行います。
- ・庁舎内の省エネに関するポスターを掲示し、特に夏期や冬期における、空調機器の適正温度管理への協力を促します。
- ・トイレなどの節水への協力を促します。

(3) 具体的な取組による二酸化炭素削減量効果

職員1人ひとりの行動により1日あたりに期待される削減効果を具体例で示します。

項目	行 動	二 酸 化 炭 素 削 減 量
電気の 使い方	事務室の照明をこまめに消す	約 7 g
	主電源をこまめに切って待機電力を節約する	約 65 g
	1日1時間パソコンの利用を減らす (デスクトップ型パソコン)	約 13 g
	テレビを見ないときは消す	約 13 g
	1日1時間冷房利用を減らす	約 26 g
	1日1時間暖房利用を減らす	約 37 g
	温水洗浄便座の温度を低めに設定する	約 11 g
	温水洗浄便座利用後はフタを閉める	約 15 g
温度の 調 節	夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃にする	約 83 g
	冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃にする	約 96 g
公用車 の使い 方	アイドリング5分短縮する	約 63 g
	発進時にふんわりアクセル「eスタート」	約 207 g
	タイヤの空気圧適正管理をする	約 53 g
	加速の少ない運転をする	約 73 g
商品の 選 択	古いエアコンを省エネタイプに買い換える	約 104 g
	マイ箸、マイバック、マイボトルの使用	約 98 g
	高効率給湯器に買い換える	約 208 g
再使用	両面コピー、集約コピーを徹底する(10枚削減)	約 70 g
再利用	ごみの分別、廃プラスチックリサイクルを徹底する	約 52 g
水道の 使い方	シャワーの使用時間を1日1分間短縮する	約 74 g
その他	ガスコンロの火をやかんの底からはみ出さないように調整する	約 5 g
	ガス給湯器の設定温度を低くする	約 29 g
	冷蔵庫にもものを詰め込み過ぎない	約 18 g
	冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する	約 19 g

(出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

塩谷町事務事業編に記載された施策の進捗状況については、第2次塩谷町環境基本計画及び塩谷町気候変動適応計画と一体的な管理を行い、町内に設置した環境管理委員会（関係各課の課長等で構成する委員会）において、各施策を担当する課に、進捗に関する個票の作成を依頼し、それを取りまとめることで確認を行います。

① 塩谷町環境管理委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の課長等（地球温暖化対策推進責任者）で構成します。塩谷町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 塩谷町環境管理委員会事務局

住民課長を事務局長とし、住民課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とし、各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

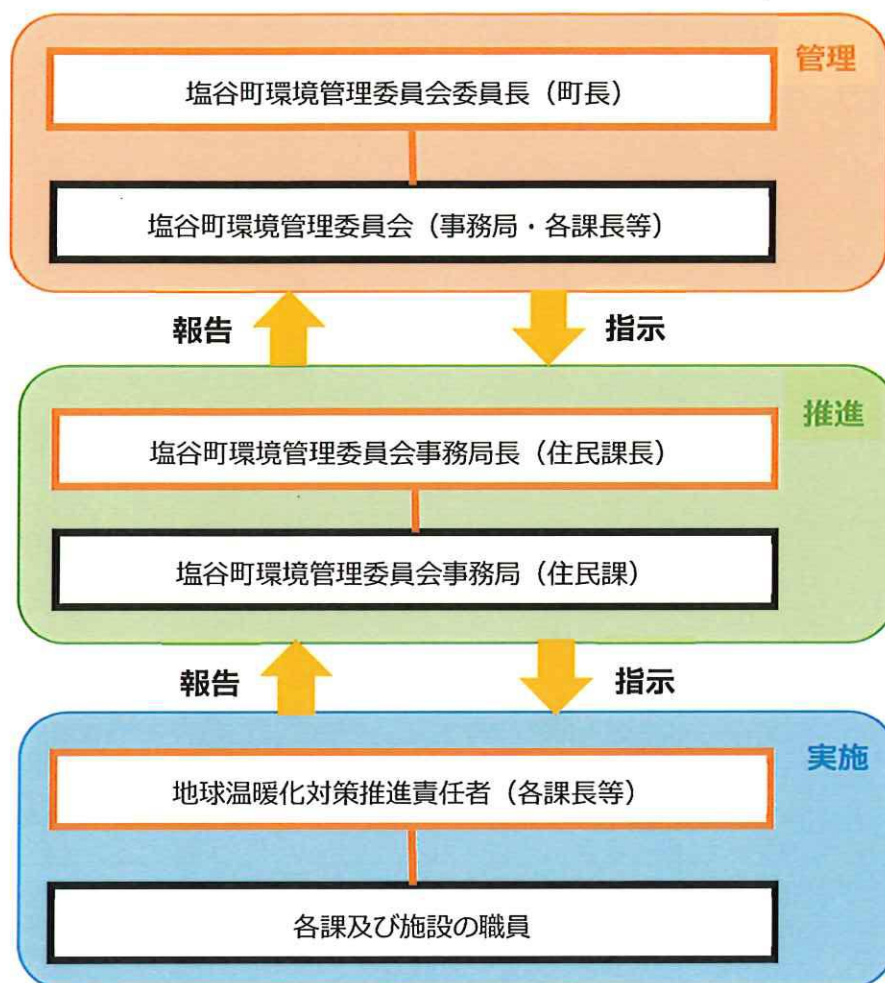


図7 塩谷町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

塩谷町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、塩谷町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

塩谷町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して環境管理委員会に報告します。環境管理委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、その結果を塩谷町環境審議会に報告し、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

環境管理委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、2025（令和7）年に中間見直しを行います。

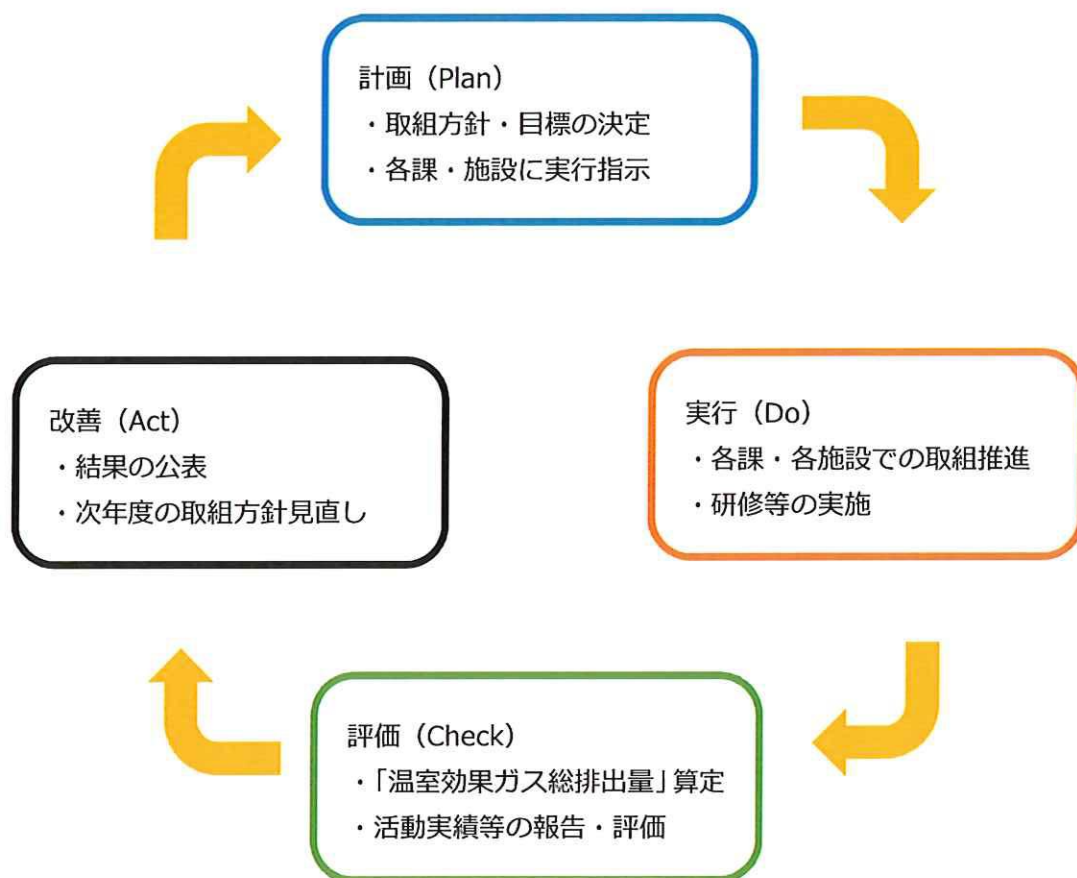


図8 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

塩谷町事務事業編の進捗状況は、塩谷町環境審議会へ報告し、意見・助言を受けた結果を町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。